

# 南相馬市はぐパパ応援育休取得促進奨励金 募集要項

## ◎はぐパパとは？

「はぐ」とは、「育む（はぐくむ）」と「Hug（抱きしめる）」を意味し、父親として子どもや家族と過ごす姿をイメージして、「はぐパパ」と名称しました。

## 1.制度の趣旨

男性の育児参加を促進し、子どもや家族と過ごす時間を創出できるよう支援するため、育児休業を取得した男性労働者に対し、奨励金を支給します。

## 2.対象となる方

次の①～⑥のいずれにも該当する男性労働者を対象とします。

①	南相馬市に住所を有すること																																			
②	<p>会社などで雇用されていること (ただし、雇用保険の被保険者であり、常勤の公務員は対象外)</p> <p>◎次に該当する労働者は、原則、雇用保険の被保険者となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1週間の所定労働時間が20時間以上であること</li> <li>・ 31日以上雇用見込があること</li> </ul> <p>ただし、株式会社の経営者や取締役、役員等は雇用保険の適用対象外です。(詳しくは別紙Q&amp;A【Q4】をご覧ください)</p>																																			
③	<p>子が1歳2か月に達するまでの間に、7日以上(勤務を要しない日を除く。)の連続した育児休業を取得し、当該休業終了後に原職等に復職していること</p> <p>◎連続する7日以上(勤務を要しない日を除く)とは、日曜日や祝日、年末年始など勤務を要しない日を除いて、育児休業日を7日以上連続で取得する必要があります。</p> <p>【具体的イメージ】 (例) 日曜日、祝日が会社の勤務を要しない日で、4/25(月)から育児休業を取得する場合</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>日</th> <th>月</th> <th>火</th> <th>水</th> <th>木</th> <th>金</th> <th>土</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4/24</td> <td>4/25</td> <td>4/26</td> <td>4/27</td> <td>4/28</td> <td>4/29 祝日</td> <td>4/30</td> </tr> <tr> <td></td> <td>育休 1日目</td> <td>2日目</td> <td>3日目</td> <td>4日目</td> <td>勤務を要 しない日</td> <td>5日目</td> </tr> <tr> <td>5/1</td> <td>5/2</td> <td>5/3 祝日</td> <td>5/4 祝日</td> <td>5/5 祝日</td> <td>5/6</td> <td>5/7</td> </tr> <tr> <td>勤務を要 しない日</td> <td>6日目</td> <td>勤務を要 しない日</td> <td>勤務を要 しない日</td> <td>勤務を要 しない日</td> <td>7日目</td> <td>職場復帰</td> </tr> </tbody> </table> <p>⇒ 上記の場合…<b>支給額：5万円</b></p>	日	月	火	水	木	金	土	4/24	4/25	4/26	4/27	4/28	4/29 祝日	4/30		育休 1日目	2日目	3日目	4日目	勤務を要 しない日	5日目	5/1	5/2	5/3 祝日	5/4 祝日	5/5 祝日	5/6	5/7	勤務を要 しない日	6日目	勤務を要 しない日	勤務を要 しない日	勤務を要 しない日	7日目	職場復帰
日	月	火	水	木	金	土																														
4/24	4/25	4/26	4/27	4/28	4/29 祝日	4/30																														
	育休 1日目	2日目	3日目	4日目	勤務を要 しない日	5日目																														
5/1	5/2	5/3 祝日	5/4 祝日	5/5 祝日	5/6	5/7																														
勤務を要 しない日	6日目	勤務を要 しない日	勤務を要 しない日	勤務を要 しない日	7日目	職場復帰																														

④	<b>市税の滞納がないこと</b> ◎本内容の確認において、申請者の方から証明書等の提出は不要ですが、市が保有する公簿等により担当課が確認することとしております。 (様式第2号「申請書兼実績報告書」の提出により上記内容に同意したこととみなします)
⑤	<b>暴力団、暴力団員及び暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するものではないもの</b>
⑥	<b>市が行う啓発活動に協力すること</b> ◎申請時の添付書類である育児休業に関する体験記(様式第3号)を提出してください。(今後市のHP等で男性の育児休業取得のエピソードを発信させていただく場合もございます。)

### 3. 奨励金の金額

育児休業取得日数	交付額
①連続する7日以上1か月未満	5万円
②連続する1か月以上又は 育児休業を分割取得した日数が合計30日以上	20万円

◎育児休業取得日数は、産後パパ育休を含みます。

### 4. 申請方法・申請書類

本奨励金の申請については、以下の期間においてそれぞれ申請が必要となります。また、提出方法については、**持参もしくは郵送**で申請書類を提出してください。

#### 【申請時期・提出書類】

**①育休開始時**・・・**育休開始日の7日前～育休開始後30日以内**

◎提出書類

はぐパパ応援育休取得促進奨励金届出書(様式第1号)

**②育休終了後**・・・**(1)又は(2)のいずれか早い日**

(1) 職場復帰の日から45日以内

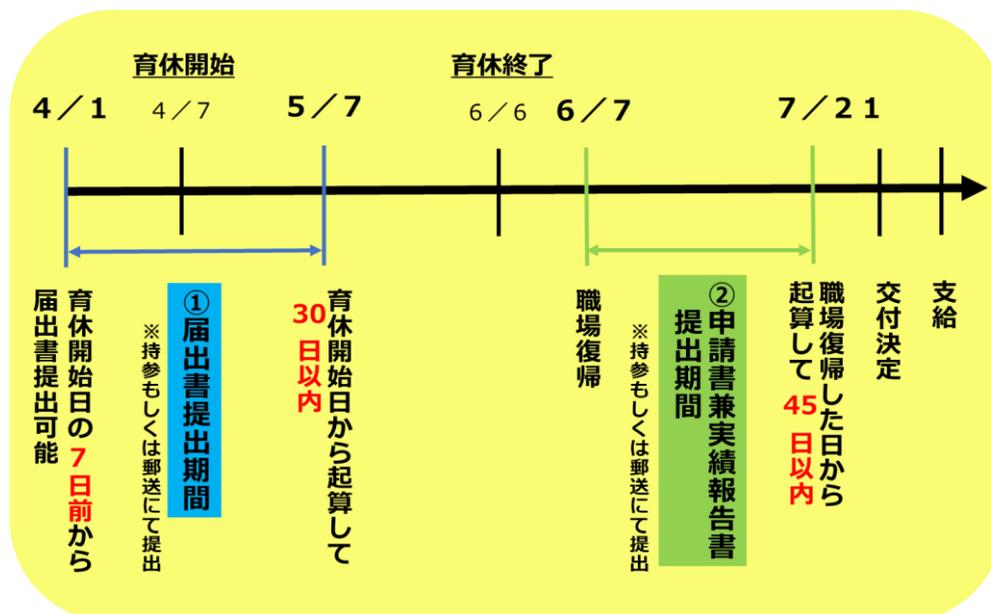
(2) 当該年度の3月31日

## ◎提出書類

- はぐパパ応援育休取得促進奨励金申請書兼実績報告書（様式第2号）
- 雇用保険被保険者証の写し
- 南相馬市に住所を有すること及び育児休業の対象となる子との関係を証明できるもの（住民票、母子健康手帳の写し等）
- 育児休業申出書の写し（産後パパ育休を含む場合は、出生時育児休業申出書の写しも提出すること。）
- 出勤簿の写し等、職場復帰状況の確認ができるもの
- 育児休業に関する体験記（様式第3号）

## 申請イメージ

（例）育児休業取得期間：令和4年4月7日～6月6日（2か月間）の場合



## 5.審査・交付の決定

育休終了後に提出いただいた申請書類を受理後、内容の確認及び対象要件の審査を行い、奨励金の交付の可否を決定し、申請をした方に通知します。

交付決定後に請求書（様式第5号）に基づき、奨励金を支給します。

### 【提出・問合せ先、受付時間】

南相馬市こども未来部こども家庭課こども企画係（市役所東庁舎1階）  
平日 8:30～17:15（土、日、祝日、年末年始を除く）

〒975-8686 南相馬市原町区本町二丁目27番地

TEL: 0244-24-5215 FAX: 0244-24-5740

Email: kodomokatei@city.minamisoma.lg.jp